

八千代市土木工事共通仕様書

2020.4.1

八千代市

八千代市土木工事共通仕様書

□第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

1. 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、八千代市が発注する河川工事，道路工事，公園・緑地工事，下水道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係わる工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について，統一的な解釈及び運用を図るとともに，その他必要な事項を定め，もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は，共通仕様書の適用にあたっては，「八千代市建設工事適正化指導要領」及び「八千代市工事検査要綱」に従った監督・検査体制のもとで建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また，受注者はこれら監督・検査にあたっては，地方自治法及び八千代市財務規則に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものとし，契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は，契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書，契約図面，または共通仕様書の中に相違がある場合，または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合，受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は，S I単位を使用するものとする。S I単位については，S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。
6. 設計変更等については，「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（八千代市）（最新版）」によることとする。

1-1-2 用語の定義

1. 本仕様で規定されている監督職員とは，総括監督員，主任監督員，監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び監督員が対応する。
2. 本仕様で規定されている総括監督員とは，「八千代市工事監督要領」に定める監督総括業務を担当し，主に，受注者に対する指示，承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理，及び設計図書の変更，一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（八千代市財務規則等に

規定する予算執行者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

3. 本仕様で規定されている主任監督員とは、「八千代市工事監督要領」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成および交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
4. 本仕様で規定されている監督員とは、「八千代市工事監督要領」に定める一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。また、監督員は段階確認を行う、なお、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。
5. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
6. 設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、工事数量総括表を含むものとする。
7. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
8. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
9. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
10. 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
11. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
12. 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。
13. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

14. 工事数量総括表とは，工事施工に関する工種，設計数量及び規格を示した書類をいう。
15. 指示とは，契約図書のとめに基づき，監督職員が受注者に対し，工事の施工上必要な事項について書面をもって示し，実施させることをいう。
16. 承諾とは，契約図書で明示した事項について，発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。
17. 協議とは，書面により契約図書の協議事項について，発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し，結論を得ることをいう。
18. 提出とは，監督職員が受注者に対し，または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し，差し出すことをいう。
19. 提示とは，監督職員が受注者に対し，または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し，説明することをいう。
20. 報告とは，受注者が監督職員に対し，工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
21. 通知とは，発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で，工事の施工に関する事項について，書面により互いに知らせることをいう。
22. 連絡とは，監督職員と受注者または現場代理人の間で，契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について，口頭，ファクシミリ，電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお，後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
23. 納品とは，受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
24. 電子納品とは，電子成果品を納品することをいう。
25. 書面とは，手書き，印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい，発行年月日を記載し，署名または押印したものを有効とする。
26. 工事写真とは，工事着手前及び工事完成，また，施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況，出来形寸法，品質管理状況，工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお，デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は，「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成30年3月30日付け技第661号）に準用するものとする。
27. 工事帳票とは，施工計画書，工事打合せ簿，品質管理資料，出来形管理資料等の定型様式の資料，及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
28. 工事書類とは，工事写真及び工事帳票をいう。
29. 契約関係書類とは，契約書第10条第5項のとめにより監督職員を経由して受注者から発注者へ，または受注者へ提出される書類をいう。
30. 工事完成図書とは，工事完成時に納品する成果品をいう。
31. 電子成果品とは，電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
32. 工事関係書類とは，契約図書，契約関係書類，工事書類，及び工事完成図書をいう。
33. 確認とは，契約図書に示された事項について，監督職員，検査監または受

注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

34. 立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。
35. 工事検査とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認及び、八千代市工事検査要綱に基づく検査を行うことをいう。
36. 検査職員とは、八千代市財務規則及び八千代市工事検査要綱により検査を行うため、発注者が定めた者をいう。
37. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
38. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備、後片付け期間、工事完成図書作成に要する期間及び工事検査を行う期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。なお、工事検査を行う期間は、原則として工事完成届提出日を含め 14 日間とする。
39. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
40. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
41. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
42. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
43. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
44. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
45. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
46. S I とは、国際単位系をいう。
47. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
48. J I S 規格とは、日本産業規格をいう。
49. 準用する千葉県土木工事共通仕様書に記載されている電子納品についての条項は、特記仕様書に明記されていない限り監督職員の指示する方法に読み替えること。

- | | | |
|-----------|--------------------|-------------------------|
| 1 - 1 - 3 | 設計図書の照査等 | 千葉県土木工事共通仕様書(最新版)を準用する。 |
| 1 - 1 - 4 | 施工計画書 | 〃 |
| 1 - 1 - 5 | コリンズ (CORINS) への登録 | 〃 |
| 1 - 1 - 6 | 監督職員 | 〃 |

1-1-7	工事用地等の使用	〃
1-1-8	工事の着手	〃
1-1-9	工事の下請負	〃
1-1-10	施工体制台帳	〃
1-1-11	受注者相互の協力	〃
1-1-12	調査・試験に対する協力	〃
1-1-13	工事の一時中止	〃
1-1-14	設計図書の変更	〃
1-1-15	工期変更	〃
1-1-16	支給材料及び貸与品	〃
1-1-17	工事現場発生品	〃
1-1-18	建設副産物	〃
1-1-19	工事完成図	〃
1-1-20	工事完成検査	〃
1-1-21	出来形検査等	〃
1-1-22	部分使用	〃
1-1-23	施工管理	〃
1-1-24	履行報告	〃
1-1-25	工事関係者に対する措置請求	〃
1-1-26	工事中の安全確保	〃
1-1-27	爆発及び火災の防止	〃
1-1-28	後片付け	〃
1-1-29	事故報告書	〃
1-1-30	環境対策	〃
1-1-31	文化財の保護	〃
1-1-32	交通安全管理	〃
1-1-33	施設管理	〃
1-1-34	諸法令の遵守	〃
1-1-35	官公庁等への手続等	〃
1-1-36	施工時期及び施工時間の変更	〃
1-1-37	工事測量	〃
1-1-38	不可抗力による損害	〃
1-1-39	特許権等	〃
1-1-40	保険の付保及び事故の補償	〃
1-1-41	臨機の措置	〃
1-1-42	公共工事等における新技術活用の促進	〃
1-1-43	ワンデーレスポンス	〃

第 2 章 土 工 千葉県土木工事共通仕様書(最新版)を準用する。

第 3 章 無筋, 鉄筋コンクリート 〃

□第 2 編 材料編 千葉県土木工事共通仕様書(最新版)を準用する。

- 第3編 土木工事共通編 //
- 第4編 港湾・漁港工事共通編 //
- 第5編 空港土木工事共通編 //
- 第6編 河川編 //
- 第7編 河川海岸編 //
- 第8編 砂防編 //
- 第9編 ダム編 //
- 第10編 道路編 //
- 第11編 港湾・漁港編 //
- 第12編 港湾・漁港海岸編 //
- 第13編 空港編 //
- 第14編 公園緑地編 //
- 第15編 下水道編 //
- 第16編 植栽・緑地管理編 //
- 第17編 「資源循環型社会」形成に向けた新材料 //

- アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書 //
- エコセメント //

□附 則

この土木工事共通仕様書は、平成13年4月1日以降に新たに契約する工事に適用する。

□附 則

この土木工事共通仕様書は、平成19年12月1日以降に新たに契約する工事に適用する。

□附 則

この土木工事共通仕様書は、平成25年6月15日以降に新たに契約する工事に適用する。

□附 則

この土木工事共通仕様書は、平成28年4月1日以降に新たに契約する工事に適用する。

□附 則

この土木工事共通仕様書は、平成29年7月18日以降に新たに契約する工事に適用する。

□附 則

この土木工事共通仕様書は、平成31年4月1日以降に新たに契約する工事に適用する。

□附 則

この土木工事共通仕様書は、令和2年4月1日以降に新たに契約する工事に適用する。